私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六第一項及び第二項	次の各号に掲げる者	国民健康保険法施行令第二十九条の四の三第一項及び第三項	
		国民健康保険の世帯主等と	国民健康保険の世帯主等及び被保険者が
船員保険法施行令第十一条第四項に規定する者であつて、基準日において平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等について次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象私学共済加入者（以下この項において「口蹄疫特例措置対象私学共済加入者」という。）であつて当該口蹄疫特例措置対象私学共済加入者の被扶養者であるものを除く。）に対し、当該口蹄疫特例措置対象私学共済加入者が	船員保険法施行令第十一条第四項に規定する者であつて、基準日において平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等について次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象国保被保険者（以下この項において「口蹄疫特例措置対象国保被保険者」という。）であつて	船員保険法施行令第十一条第四項に規定する者であつて、基準日において口蹄疫特例措置対象国保被保険者である者が属する世帯の国民健康保険の世帯主等及び	船員保険法施行令第十一条第四項に規定する者であつて、基準日において口蹄疫特例措置対象国保被保険者である者が

3　特例政令第二条第四項の規定により高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の三第一項の規定を準用する場合においては、同項中「次の各号に掲げる者」とあるのは、「船員保険法施行令第十一条第六項に規定する者であって、基準日において平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等の交付を受けた者を含む。）のうち、その交付（当該他の被保険者又は当該特定同一世帯所属者に係る手当金等の交付を含む。）を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間にある者に係る同令第二十七条の二第三項第一号に規定する収入の額は、国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十四条の二の規定により算定した額が、同条中「療養の給付を受ける日の属する年の前年（当該療養の給付を受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年）」とあるのは、「平成二十一年」と読み替えた場合における同条の規定により算定される額を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該額とする。

2　特例政令第七条第四項の規定により同項の表の中欄又は下欄に掲げる規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条　国民健康保険の被保険者であって、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（手当金等の交付を受けていない者であって、その属する世帯の他の被保険者（その属する世帯に他の被保険者がいない場合にあっては、国民健康保険法施行令第二十九条の七第二項第九号イに規定する特定同一世帯所属者）が手当金等の交付を受けた者を含む。）のうち、その交付（当該他の被保険者又は当該特定同一世帯所属者に係る手当金等の交付を含む。）を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間にある者に係る同令第二十七条の二第三項第一号に規定する収入の額は、国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十四条の二の規定により算定した額が、同条中「療養の給付を受ける日の属する年の前年（当該療養の給付を受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年）」とあるのは、「平成二十一年」と読み替えた場合における同条の規定により算定される額を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該額とする。

（国民健康保険法施行規則の特例）

健康保険法施行令第四十三条の三第一項及び第二項	次の各号に掲げる者	国民健康保険法施行令第十一条第四項に規定する者であつて、基準日において平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等について次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象健保被保険者（以下この項において「口蹄疫特例措置対象健保被保険者」という。）であつて当該口蹄疫特例措置対象健保被保険者の被扶養者であるものを除く。）に対し、当該口蹄疫特例措置対象健保被保険者が	国民健康保険法施行令第十一条第四項に規定する者であつて、基準日において口蹄疫特例措置対象国保被保険者である者が属する世帯の国民健康保険の世帯主等及び	国民健康保険法施行令第十一条第四項に規定する者であつて、基準日において口蹄疫特例措置対象国保被保険者である者が
健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十三条の三第一項及び第二項	次の各号に掲げる者	国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第五項に規定する者であつて、基準日において平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等について次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者等（以下この項において「口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者等」という。）であつて当該口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者等の被扶養者であるものを除く。）に対し、当該口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者等が	国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第五項に規定する者であつて、基準日において平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等について次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者等の被扶養者であるものを除く。）に対し、当該口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者等が	国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第五項に規定する者であつて、基準日において平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等について次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象健保被保険者（以下この項において「口蹄疫特例措置対象健保被保険者」という。）であつて当該口蹄疫特例措置対象健保被保険者の被扶養者であるものを除く。）に対し、当該口蹄疫特例措置対象健保被保険者が
船員保険法施行令第十二条第一項及び第二項	次の各号に掲げる者	国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第五項に規定する者であつて、基準日において平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等について次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象船保被保険者（以下この項において「口蹄疫特例措置対象船保被保険者」という。）であつて当該口蹄疫特例措置対象船保被保険者の被扶養者であるものを除く。）に対し、当該口蹄疫特例措置対象船保被保険者が	国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第五項に規定する者であつて、基準日において平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等について次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象船保被保険者の被扶養者であるものを除く。）に対し、当該口蹄疫特例措置対象船保被保険者が	国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第五項に規定する者であつて、基準日において平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等について次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象健保被保険者（以下この項において「口蹄疫特例措置対象健保被保険者」という。）であつて当該口蹄疫特例措置対象健保被保険者の被扶養者であるものを除く。）に対し、当該口蹄疫特例措置対象健保被保険者が
国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六第一項及び第二項	次の各号に掲げる者	国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第五項に規定する者であつて、基準日において平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等について次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象国共済組合員（同令第三条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象船保被保険者（同令第三条第三項に規定する口蹄疫特例措置対象国共済組合員を除く。）以下この項において「特定口蹄疫対象船保被保険者」という。）であつて当該口蹄疫特例措置対象船保被保険者の被扶養者であるものを除く。）に対し、当該口蹄疫特例措置対象国共済組合員が	国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第五項に規定する者であつて、基準日において平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等について次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象国共済組合員（同令第三条第三項に規定する口蹄疫特例措置対象自衛官等（同令第四条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象自衛官等を除く。）であつて当該口蹄疫特例措置対象自衛官等の被扶養者（同令第四条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象自衛官等の被扶養者を含む。）であるものを除く。）に対し、当該口蹄疫特例措置対象自衛官等が	国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第五項に規定する者であつて、基準日において平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等について次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象自衛官等であつて次の各号に掲げる者
防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六の五第一項	次の各号に掲げる者	国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第五項に規定する者であつて、基準日において平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等について次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象国共済組合員の被扶養者であるものを除く。）に対し、当該口蹄疫特例措置対象国共済組合員が	国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第五項に規定する者であつて、基準日において平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等について次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象国共済組合員（同令第三条第三項に規定する口蹄疫特例措置対象自衛官等（同令第四条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象自衛官等を除く。）であつて当該口蹄疫特例措置対象自衛官等の被扶養者（同令第四条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象自衛官等の被扶養者を含む。）であるものを除く。）に対し、当該口蹄疫特例措置対象自衛官等が	国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第五項に規定する者であつて、基準日において平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等について次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象自衛官等であつて次の各号に掲げる者

次条第一項	次の各号に掲げる者	特例政令第一条第九項	国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第五項に規定する者であつて、基準日において平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等について次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者等（以下この項において「口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者等」という。）であつて当該口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者等の被扶養者であるものを除く。）に対し、当該口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者等が	国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第五項に規定する者であつて、基準日において平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等について次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者等であつて次の各号に掲げる者